

別 表

対象事業者	救急医療機関と連携した入院患者待機ステーションを設置する市町村等（各消防本部（組合）及び保健所も含む）	
事業内容	新型コロナウイルス感染症患者増加に向け、救急医療機関と連携した入院患者待機ステーションの設置及び運営。	
補助額	内容	
	①	令和4年度から新規に設置する場合
	②	令和3年度にすでに設置している場合
		交付額（上限）
		1300万円
		700万円
対象経費	運営に係る経費。ただし、人件費については対象外とする。	
負担率	10 / 10	
対象期間	令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日	
補助条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 入院患者待機ステーションの運営に当たっては、各関係機関と相互に情報共有の上連携すること。（※連携の具体例については添付資料1の「運用体制図」を参照）</li> <li>2 最低でも、入院患者待機ステーションを2週間程度運用できる体制を整えること。ただし、運営期間は搬送体制の逼迫状況に応じ、大阪府と協議の上、変更することも可とする。</li> <li>3 病床は、複数あること。</li> <li>4 汚染区域と清潔区域の区分けが適切にできていること。</li> <li>5 救急車による搬送が可能なスペースを確保できていること。</li> <li>6 運営時間中は、救急救命処置ができる者1名以上及び業務調整員1名以上が常駐すること。（※配置職員の具体例については添付資料1の「運用体制図」を参照）</li> </ol>	
補助条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>7 入院患者待機ステーションの運営に当たっては、協力医療機関と協定を締結すること。</li> <li>8 運営に際しては、マニュアルを必ず作成し、運営能力について一定の水準が保てるようにすること。</li> </ol>	
その他注意事項	事業の実施については、複数の市町村等で行うことも可能。その場合は、事前に大阪府と協議を行うこと。	